

附属機関等の概要

(1面)

1 名 称	宮崎県建築士審査会	
2 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 附属機関(地方自治法第138条の4第3項に基づくもの) <input type="checkbox"/> 私的諮問機関(有識者等の意見を県政に反映するための懇話会等)	
3 設 置 根 拠	建築士法第28条	
4 設 置 目 的	二級建築士試験又は木造建築士試験に関する事務をつかさどらせるとともに、建築士法によりその権限に属された事項を処理するため	
5 担 任 事 務 (協 議 事 項)	①二級建築士試験及び木造建築士試験の問題の作成の基本方針の検討、合否判定の基準の検討 ②知事が指定試験機関の指定をしようとするときに意見を述べること ③知事が指定試験機関を定めた若しくは変更した試験事務規程を認可し、又は認可をした試験事務規程の変更を命ずる場合に意見を述べること ④知事が指定試験機関の指定の取り消し等の処分を行う場合に意見を述べること ⑤二級建築士又は木造建築士がその業務に関して不誠実な行為をしたこと等を理由に、知事が業務の停止又は免許の取消しの懲戒処分をすることへの同意 ⑥建築士事務所の開設者がその業務に関し不正な行為をしたこと等を理由に、知事が建築士事務所の登録の取消し又は建築士事務所の閉鎖命令の監督処分をすることへの同意	
6 会議の開催状況 (平成29年度)	① 開催期日 平成30年 8月9日 平成30年11月26日 ② 主な審議事項 ・平成30年二級建築士試験「学科の試験」の合格基準点案について ・平成30年二級建築士試験「設計製図の試験」の合格基準点案について	
7 会議の公開 (傍 聴)	公開(傍聴)の 状況	<input type="checkbox"/> 公開(傍聴可) <input checked="" type="checkbox"/> 非公開(傍聴不可) 非公開の理由 宮崎県情報公開条例第7条第2号(個人に関する情報)に該当する審議のため <input type="checkbox"/> 未定
	議事録又は議 事概要等の公 表	<input checked="" type="checkbox"/> 有り 閲覧場所: 県土整備部建築住宅課 県庁ホームページへの掲載: <input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 未定
8 所管課(室)名	県土整備部 建築住宅課 建築指導担当 電 話: 内線3045 (直通)0985-26-7195	

